平成２５年（フ）第１５４９号
大阪市都島区内代町１丁目４番17―103号
債務者　阿部　桂二
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５５３号
大阪府藤井寺市小山７丁目22番７号
債務者　岩城　　真
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５８５号
大阪府豊中市曽根東町１丁目11番46―409号
債務者　青野紀代子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５９０号
大阪府池田市住吉１丁目４番16号　201
債務者　日宇　和雄
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６２１号
大阪市浪速区湊町２丁目２番10―2204号
債務者　赤井　雅彦
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６６１号
大阪府池田市神田４丁目28番７号　101
債務者　綿　　謙一
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７３８号
大阪市淀川区十八条１丁目９番31号
債務者　大津加和明
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７５１号
大阪市東淀川区菅原４丁目１番32―802号
債務者　佐藤　宏美
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７５８号
大阪府豊中市小曽根５丁目１番７―503号
債務者　澤野香奈子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７５９号
大阪府吹田市佐竹台２丁目４番６―502号
債務者　小川　一夫
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７６５号
大阪市住吉区杉本２丁目８番25号　シャトー我孫子三番館201号
債務者　北谷　　修
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７７１号
大阪市浪速区日本橋東１丁目１番３号　メディケア日本橋405号
債務者　比嘉　眞勇
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６号
青森市金沢４丁目17番７号　セーラム203号
債務者　福本美樹子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４５号
長崎県佐世保市有福町536番地99　ツインズ白石有福町壱番館201、旧住所長崎県佐世保市早苗町705番地35
債務者　小松　　愛
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第６１０号
名古屋市中区栄１丁目21番６号　つばめ栄ハイツ408号
債務者　緒方　博吉
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４号
和歌山市紀三井寺141番地の59
債務者　西　　泰功
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６２号
和歌山市福島88番地の12　福島アパート７号
債務者　伊織　良行
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６９号
和歌山市鳴神756―１　ビヤンリズム101、住民票上の住所和歌山市有家10番地
債務者　和田　美保
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係